

# 富山県民福祉基本計画（第三次改定版）の素案に対する意見募集について

令和4年12月9日  
富山県厚生企画課

富山県では、2003(平成15)年3月に「富山県民福祉基本計画」を策定し、以後2012(平成24)年4月、2018年(平成30年)4月と2回の改定を行い、「誰もが幸せを感じる富山型共生社会」を目指して諸施策を展開してきました。

前回の策定から約5年が経過し、少子高齢化の急激な進行、高齢世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化など、地域の状況が変化し続けています。

こうした福祉を取り巻く社会の変化に的確に対応するため、県では富山県民福祉基本計画の改定作業を進めており、学識経験者や福祉関係者の方々などから構成される県社会福祉審議会福祉基本計画専門分科会において、ご審議をいただいているところですが、このたび、その素案を取りまとめました。

つきましては、富山県民福祉基本計画（第三次改定版）をよりよいものとするため、以下の要領により、広く県民の皆様から素案に対するご意見を募集いたします。

## 1 意見を募集する案件

富山県民福祉基本計画（第三次改定版）素案

## 2 公表する関連資料

富山県民福祉基本計画（第三次改定版）素案

## 3 関連資料の公表場所

富山県ホームページ、県庁県民サロン、県情報公開総合窓口、厚生企画課、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館

## 4 募集期間

令和4年12月9日（金）～令和5年1月6日（金）  
（郵送の場合は令和5年1月6日（金）の消印有効）

## 5 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送 〒930-8501（住所記載不要）  
富山県厚生部厚生企画課 地域共生福祉係
- (2) ファクシミリ 076-444-3491
- (3) 県ホームページ <https://www.pref.toyama.jp/1021/pubcomme-form.html>

## 6 意見提出時の留意事項

- (1) 提出様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号を必ず記載してください。  
法人の場合は法人名、所在地、電話番号を必ず記載してください。  
（記載された個人情報、この意見募集に係る利用目的以外には使用いたしません）
- (2) 電話等による口頭での意見提出は受付できませんので、あらかじめご了承ください。

## 7 ご意見の取扱い

- (1) 皆様からいただいたご意見につきましては、厚生企画課で取りまとめ、富山県民福祉基本計画の改定の参考とさせていただきます。
- (2) ご意見の概要及びそれらに対する考え方につきましては、後日、県ホームページ等で公表いたします。
- (3) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

## 8 問合せ先

- (1) 富山県厚生部厚生企画課 地域共生福祉係 TEL 076-444-3197
- (2) お問合せは、午前8時30分から午後5時15分までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）にお願いいたします。